

会 議 録

会議の名称	令和3年度 第1回西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会
開催日時	令和3年7月8日(木) 午後2時から午後3時まで
開催場所	西東京市役所田無庁舎3階 庁議室
出席者	吉村潔委員長（東京女子体育大学教授） 岩崎昭委員（弁護士）、印部眞子委員（豊島区教育委員会教育部教育センター 主任主事）、真鍋五十鈴委員（西東京市民生委員児童委員協議会主任児童委員部会長）
欠席者	なし
事務局	山縣弘典（教育部教育指導課長）、荒木忍（教育部統括指導主事） 長峯貴弘（教育部教育指導課指導主事）
議題	いじめ防止に係る対策の推進について
会議資料の名称	資料1 令和3年度西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会委員・事務局 資料2 西東京市のいじめの実態について 資料3 いじめ防止等の対策の取組状況について 資料4 不安や悩みがあるときは…一人で悩まず、相談しよう 資料5 いじめ発見時の対応について
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
<p>1. 開会 事務局より開会の挨拶</p> <p>2. 委嘱状の交付 <教育長より委嘱状の交付></p> <p>3. 教育委員会挨拶 木村教育長より挨拶</p> <p>4. 各委員の自己紹介 委員各位より自己紹介 事務局より職員紹介</p> <p>5. 委員長の選出 ○事務局： 吉村委員に委員長をしていただけると伺っている。委員長に選出する。</p> <p>6. 資料の説明 <事務局より資料の確認と説明></p> <p>7. 議題 ○委員長： 事務局から西東京市のいじめに関する取組について資料を基に説明がありましたが、率直にご意見や質問を出していただき、やりとりしながら膨らませていきたい。</p> <p>○委員： 資料2-4(1)②のSOSの出し方教育について、詳しく聞きたい。資料5にあったようにSOSを出すときにはこういうところに電話や相談をするものだ、という内容なのか、それとももっと細かく種類があるものなのか。私自身地域の活動を通じて子どもたちはSOSを出すよりも気付いてほしいものだと感じている。先生方には感度良く見てほしい。SOSは、信頼できる人が側にいて「じゃあ言おうよ」と声かけてあげないと、子ども一人の力では言い出せないものである。子どもたちにとってはSOSを出すこと自体とてもハードルが高く厳しいものだ。もちろんそのためには小さい時からの教育はとても大事である。</p> <p>○事務局： 子どもたちは、まず『SOSの出し方に関する教育』という東京都教育委員会が作成したDVDを視聴する。そしてSOSは出してよいものであること、周囲にいる大人は誰でも相談してよいものであることを伝え、その大人とは親、教員、カウンセラー等であると紹介している。最後に歌があり、気持ちが明るくなるような内容となっている。またワークシートがあり、このDVDを</p>	

用いることで若い教員や経験の浅い教員が授業を行っても学校間で差がでないようにしている。このDVDを必ず用いることになっているのが、小5と中2になっている。

○事務局：

委員の発言のとおり、基本は大人が気づくことである。ただ、ある程度子どもたちからも日頃から教員だけでなくあらゆる大人にSOSを出せるというのは必要な力である。自死の低年齢化という社会問題がある中で、大人が気付くことを第一としながらも、子どもたちが発信する何かしらのサインを受け止め周りが動くことも大切であり、東京都の特徴的取組の一つとなっている。子ども自身が自分を大切にするというためにもこのような取組を行っている。

○委員：

もの言える風土というのはできてほしい。困ったときに思い浮かぶ顔がどのくらいあるのだろうかと思う。私はちょっとした集まりの際には、小さな変化に気を付けながら子どもたちを見て声をかけるようにしている。地域としては気づきの目があることを子どもたちに実感してほしいので活動を続けている。

○事務局：

子どもたちには、困ったことだけではなく、楽しいことも話してほしい。こんなことがあったよ、という話を日頃から受け止める風土が大切だ。常に大人側が聞いてあげることが大切だ。

○委員：

しっかり聞いてあげることが大事である。子どもたちにも自分から発信する力はぜひつけてほしい。

○委員長：

日頃の風土を作ることは大事である。大人が気付くこと、子どもが発することはどちらも大事である。私が現場にいたとき教員に伝えていたのは、「本当にいじめられている子は誰にも何も言わない、アンケートにも書かない。」ということ。親に迷惑をかけたくないし、友達には知られたい。資料にアンケートで分かったとあったが、全国の重大な事件をみても、深刻ないじめほど子どもは自分から言わない。

そこで大人がどれだけ、地域、保護者を含め気づけるか、ということ。

○委員：

何かいつもと違うことがあれば、すぐに知らせられる環境を作らないといけない。高齢者の認知症に関して言えば、何かいつもと違うとすぐに通報ができる仕組みができています。子どもたちについてもためらわずに知らせられる仕組みが必要だと感じる。いつも感度は高くいたい。

○委員：

資料の2-3について違和感を覚える。先生が見つかる件数というのは0件なのか。今の話を聞いていると、本当にいじめられている子は自分では言わないという。いったい誰が気付いてくれるのだろうか。

○委員長：

事務局として学校と接していて感じていることはあるか。

○事務局：

令和2年度に限っては資料のとおりであるが、年度によって違いはある。感度の値は決して低くないと考えている。

令和2年度の特徴は全員面談である。臨時休校明けに実施した。それをきっかけに年間の中で何度も面談をした。子どもは、教員に直接言わなくても—それこそSOSの出し方ではないが—アンケートに書くことで気づいてほしいという思いがあったのだと捉え、アンケートからの発見が多かったのではと分析している。例年だと、普段の生活の様子の変化から気づくこともあった。

○委員長：

経年で見ると東京都の調査を見ると、教員による発見はある。令和2年は特殊であるし、資料2-3も特殊であると思う。この数字だけ見るとあれ？とってしまうが、学校の答え方の問題もあるのではないかと思う。一定の教職員による気づきはあると思う。

○委員：

西東京市の約束（資料5中央）について、保護者にも伝えているということが素晴らしい。私は保護者からの相談をうける立場であるが、保護者と学校がぎくしゃくしてしまったり、保護者が「学校がなにをやっているかわからない」と感じてしまったりしていると、皆で子どもを守るという方向になかなか行かない。保護者と学校の協力はとても大事である。

保護者のみなさんに、教育委員会として「学校はこのように取り組むことと考えている」とわかりやすく示していることはとても良い。

西東京市の約束はとてもわかり易い。この手のものはあれやこれやと抽象的でわかりにくいものであるので、簡潔な文章になっているところが良い。

①～④は順番なのか。4点を必ずやっていくという解釈でよいか。

○事務局：

そのとおりである。

○委員：

また、「西東京あったか先生」と「西東京あったか職員室」という取組をしていると伺ったが、いじめを生まない風土を作っていくためにはまず先生方が取組まなければならないと思うので、良い取組だと思う。こちらも、具体的に示しポスターにして掲示するということがとてもわかり易い。そうはいつても、教員は異動も多く4月からすぐに取り掛かるのは難しいのではないかと思うが、どのように浸透させているのか。

○事務局：

教員公募という制度があるが、昨年度はその公募チラシに「西東京あったか先生」を前面に出した。すると公募の希望者の8割以上がこの「西東京あったか先生」に好感を持ち公募を希望してきている。今は児童生徒理解に長けた教員が集まってきている。「西東京あったか職員室」については、最近始めたのでこれから揉んでいくところであるが、人間関係の課題は、報連相といったコミュニケーションに関すること、働き方改革に関すること、ハラスメントに関することと様々である。また職員室の机をフラットにする運動に力を入れており、指導主事が学校を見回り状態を確認している。現在ほぼフラットが実施できていると報告を受けている。

昨年度西東京あったか先生プロジェクトチームを立ち上げ、どうやったら「西東京あったか先生」を進められるかを検討した。教員の代表や若手教員を指導している教育アドバイザーからの意見を募ったところ、コーチング研修が必要なのではないかということだった。ボトムアップの意見と受け止め今年度から3年間かけて全教職員が参加できるよう研修スケジュールを組んだところである。「西東京あったか先生」の取組が学校によって差が出ないように、また管理職の異動によって差が出ないように研修DVDを作成し4月に全員が視聴するようにした。各校での「西東京あったか先生」の取組は各校にあったか先生推進教師を任命し、その教員が中心となってあったか先生の研修に取り組んでいるところである。

○委員：

今年も、校長と副校長が同時に異動した学校があったようだが、どちらかを一人残すとかはできないものなのか。保護者にとっても同時に代わってしまうと動揺がとても大きい。東京都の人事なので受け止めなければならないことなのだろうか。

○事務局：

ご意見はしっかりと受け止めたい。当然西東京市の充実を考えるべき。ただ同時に東京都の充実も考える必要があり、オール東京都で取り組むべきことであると考えている。引継ぎに支障のないようにしていくべきだと考える。

○委員長：

取組内容の説明の中で、ボトムアップの意見を大切にしている旨あったが、そのとおりではあるが、一番はやはり校長のリーダーシップであると考えている。校長のリーダーシップによって

いじめの具体的な対応が大きく変わる。いじめへの対応方針が、学校の教職員や保護者にどれだけ共有されているか。先ほどの西東京市の約束は教育委員会作成のものだが、法律が変わって各学校でも必ずいじめへの対応方針を決めることになっていて、それがどれだけ自校の教職員、保護者に浸透しているかがとても大事なことである。また、中学生くらいになると生徒からの意見を基にした、生徒発信のいじめ対応方針というものが効果的である。生徒たちが、あるいは生徒会が考えた取組を皆でやっていくというのは、意外にも教員が言うよりも効果があるものである。

資料について、いじめの認知件数だが、令和2年度と平成28年度が突出したのには何か理由があるのか。

○事務局：

当時の管理職がどこまでをカウントしたかによって変わったのだと考察している。定義に沿ってのみカウントする場合と、経験を基にしたものもカウントする場合とがあるようである。

○委員長：

平成24年度は大阪のいじめの後に全国でいじめの調査が入り、全国でいじめの芽を摘もうという動きがあった。結果平成24年度がすごく件数が増えて平成25、26年度は横這い、平成27年度は緩やかに下降したということがあった。平成28年度の上昇の背景には何か理由があったのだろうかという疑問に思った。何にしても、基本的にはどんなに小さな芽でも認知件数としてあげることになっている。

○事務局：

いじめの取組の補足として、令和2年度はコロナでできなかったが、毎年全校の中1を対象に弁護士によるいじめの授業を実施している。

○委員長：

いままでのいじめの取組はよくわかったが、事務局や校長会として西東京市のいじめの課題があるのであれば、この会議として把握しておくのが良いと思うがどうか。

○事務局：

西東京市のいじめの取組として良いところとしては、先ほども評価いただいたシステムがきちんとしていること。国の法律、市の条例、学校の取組までとてもクリアになっていることがあげられる。半面、やる事がきちんとしている分「これのみをやっていけばいいだろう」と限ってしまい、取り組む姿勢に課題が生まれるのではないかと懸念している。教員も当然「西東京市の約束に沿って対応したのだから終わり」、ということはないが、実態に即してできているかどうかはこれからの課題の一つとして捉えている。市が作ったルールに従ったから良いのではなく、いじめの解消—3か月見守ると言われている—までとことん見守り、対象の子どもが安心して学校に通えるというところに魂を込めることができるかが勝負だと考えている。

また令和2年度は、子どもたち同士が関わる機会が少なく、摩擦の機会がなかった分、解消をどのように捉えるのかが今までにない課題として見えてきた。

○委員長：

これだけ教育委員会として手だてを打っているが、それが本当に各学校で理解されていて機能しているかというのが課題とのこと。仕組みを作ったはいいが、教職員や保護者にきちんと理解されているか。すごく大事なことである。少なくとも教職員は自分の学校でいじめが起きたらどう対応するかは理解しておかないと厳しい。

西東京市いじめ防止対策推進基本方針を読んだが、保護者の責務がきちっと書かれている。ちゃんと自分の子どもを見てください、ということが書かれている。

○事務局：

西東京市は子ども条例が設置されている市であり、新たに就任した市長も「子どもがど真ん中」を掲げている。保護者、地域への浸透のため、学校だよりや学校ホームページでもっと発信していく必要があると考えている。

○委員：

私自身、保護者が「いじめ、いじめられの問題が起き、学校で謝罪の場があった」ということを非常に不愉快そうに相談する姿をよく目にする。「その謝罪程度で解決したのか」、または「うちの子は本当にいじめたのか」と実際に問題は解決したのかもしれないが、何かもやもやしたものが残ると聞いたことがある。初めから学校の対応がクリアになっている方が納得できるだろう。納得できないとしても、「この対応に納得ができない」ということを基に学校に相談することができる。そういう意味でも、学校の対応を分かりやすく簡潔にしておくことは大切である。実際には保護者も忙しいので、いじめ、いじめられの問題が出て初めて子どもと向き合う方もいるだろう。先ほど保護者の意識も重要だと、責務があるとのことだったが、現実的にはこじれてしまうこともあるだろう。解決が難しい場合には、指導主事が入るとのことだったが、それ以外に教育委員会として対応をするということがあれば紹介願う。

○事務局：

実際にはもやもやした気持ちを保護者が抱かれることは多いと思っている。アフターケアが大切だと考えている。校長会議で西東京市の約束とともに伝えているが、その後の子どもの様子がどうだったのか、いじめた子どももいじめられた子どもも学校の様子を定期的に電話して積極的にご家庭に伝えるようにしてくださいと伝えている。また今は感染症の影響で難しい面もあるが、気軽に学校に来てくださいと保護者の方に伝えて下さい、アフターケアをしっかりとってくださいと伝えている。

なかなか解決に向けて困難な家庭、例えばいじめられている子の親には連絡がつくがいじめられている子の親には連絡がつかない、そして時間が経過してしまうというようなケースには家庭訪問も積極的にするが、場合によっては教育委員会も学校訪問をしたり、さらには解決の場に入ったりすることもある。校長のリーダーシップというものも重要で、その方針によっては教育委員会も対応できるよう間口を広げているところである。

○委員：

校長先生の力というものはとても大きい。校長先生が出てきたととたんに解決したという話も聞く。保護者も地域もその力を感じている。

○委員長：

他に確認しておきたいことはあるか。

○委員：

いじめている子どもに謝罪させる、というのが腑に落ちない。なにか理由があつていじめに発展したのだから、いじめたのだから相手の子どもに謝罪するのはわかるけれども、いじめた理由について納得させることが必要なのではないか。

○事務局：

もちろん謝罪に至るプロセス—どうしていじめてしまったのかも含めた事実確認—も時間をかけてしているところである。

○委員：

やはり子どもの言い分については十分時間をかけて聞き取ってほしい。聞き取る中で落ち着く子どももいるのでぜひ時間を取って聞き取ってほしい。

以 上